

改正卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項（その他の取引ルール）について

北九州市中央卸売市場（青果部）

取引ルール	内容	理由
第三者販売	<p>卸売業者は、仲卸業者、売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、市長に報告しなければならない。</p> <p>卸売業者は、せり賣又は入札により卸売を行う場合は、仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。</p>	<p>取引の実態を把握するため。</p> <p>せり賣又は入札による卸売を円滑に行うため。</p>
商物分離取引	<p>卸売業者は、北九州市内の市場外に卸売業務を行う施設を設置するときは、その場所について、市長の指定を受けなければならない。</p> <p>卸売業者は、市長が指定した場所で卸売をしたときは、市長に報告しなければならない。</p>	<p>生鮮食料品の流通の合理化のため。 (輸送コストの削減、鮮度保持など)</p> <p>取引の実態を把握するため。</p>
自己買受	卸売業者は、卸売の相手方として、生鮮食料品等を買い受けたときは、市長に報告しなければならない。	取引の実態を把握するため。
買戻し	卸売業者は、仲卸業者、売買参加者から卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けたときは、市長に報告しなければならない。	取引の実態を把握するため。
販売前における受託物品の検収	卸売業者は、市場外にある物品の卸売をする場合を除き、受託物品の数量、等級等について検収を行わなければならない。	公正・公平な取引を確保するため。
卸売をした物品の相手方の明示及び引取り	卸売業者は、卸売をした物品を買い受けた仲卸業者、売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。	公正・公平な取引を確保するため。
仲卸業者の直荷引き	<p>仲卸業者は、生鮮食料品等の販売の委託を引受けはならない。</p> <p>仲卸業者は、生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、市長に報告しなければならない。</p>	<p>公正・公平な取引を確保するため。</p> <p>取引の実態を把握するため。</p>

取引ルール	内容	理由
売買取引の制限	市長は、せり賣、入札による卸売において、不正な行為があつた場合など売買を差し止めることなどができる。	公正・公平な取引を確保するため。
衛生上有害な物品の売買禁止等	衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもつて所持してはならない。 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。	安全・安心な生鮮食料品の流通を確保するため。
委託手数料の率	卸売業者は、委託手数料を定めたときは、市長に報告しなければならない。	卸売業者の適正かつ健全な運営を確保するため。
売買仕切金の前渡し等	卸売業者は、出荷者に対し、売買仕切金を前渡ししたとき、売買仕切金の支払を担保する保証金を差し入れたとき、出荷を誘引するため資金を貸し付けたときは、市長に報告しなければならない。	卸売業者の適正かつ健全な運営を確保するため。
出荷奨励金の交付	卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷奨励金を交付したときは、市長に報告しなければならない。	卸売業者の適正かつ健全な運営を確保するため。
完納奨励金の交付	卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、完納奨励金を交付したときは、市長に報告しなければならない。	卸売業者の適正かつ健全な運営を確保するため。
仲卸業者の事業報告書の提出	仲卸業者は、事業報告書を市長に提出しなければならない。	仲卸業者の適正かつ健全な運営を確保するため。

取引ルール	内容	理由
品質管理	卸売業者、仲卸業者その他市場において生鮮食料品等を取り扱う者は、食品衛生法その他関係法令を遵守し、生鮮食料品等を適切に管理しなければならない。	安全・安心な生鮮食料品の流通を確保するため。
卸売業者の業務の許可	市長の業務許可とする。	公正・公平な取引を確保するため。
せり人の届出	市長への届出とする。 (せり人の登録制度を廃止する。)	公正・公平な取引を確保するため。
仲卸業者の業務の許可	市長の業務許可とする。 卸売業者の役員・使用人との兼務禁止を廃止する。	公正・公平な取引を確保するため。 規制する意義が失われたため。
売買参加者の承認	市長の承認とする。 卸売業者・仲卸業者の役員・使用人との兼務禁止を廃止する。	公正・公平な取引を確保するため。 規制する意義が失われたため。
関連事業者の業務の許可	市長の業務許可とする。 業種区分などを実態にあわせて見直す。	公正・公平な取引を確保するため。 市場の利便性の向上、活性化を図るため。